

遠山椿吉賞について

創立者遠山椿吉、生誕 150 年没後 80 年である平成 20 年度に創設し、「健康予防医療」部門、「食と環境の科学」部門を、隔年で選考顕彰しています。

目的：

遠山椿吉賞は、公衆衛生の領域で、人びとの危険を除き、命を守るために、先駆的かつグローバルな視点で優秀な業績をあげた個人または研究グループを顕彰し、公衆衛生の領域での学術向上に寄与することを目的とします。

対象 日本を拠点に活動する個人の研究者または研究グループ

原則として最近の業績（調査、研究、技術の開発など）を評価対象とする。

- 選考条件**
- 業績とは、原則として過去 10 年以内に発表された原著論文とし、それに準ずる活動報告書の添付も可能とする。※論文は利益相反が開示されているもの。
 - 既に他の顕彰などの対象となったものは、選考資料として採用しない。
 - 授賞業績の要旨を両法人発行の広報誌に掲載し、記念講演を行う。記念講演の講演録を発表する権利は、一般財団法人東京顕微鏡院に帰属する。
 - 遠山椿吉賞の応募・受賞は年齢の制限を設けない。
 - 優秀な研究成果をあげており、これからの可能性が期待できる 40 歳以下の応募者（応募年の 4 月 1 日現在）に対し、研究の更なる発展を奨励する目的で「山田和江賞」を設け、顕彰する。山田和江賞の受賞は将来の遠山椿吉賞の応募・受賞を妨げるものではない。

以下の 4 点で総合評価する。

- 選考基準**
1. 公衆衛生への貢献度
 2. 公衆衛生向上をはかる創造性
 3. 予防医療の実践
 4. これからの人の育成

申込み 公募によるものとし、関係学会、団体等の推薦または本人の申請による。
所定の応募・推薦用紙に、候補者略歴（受賞歴があれば明記）と業績一覧、原著論文を添付のうえ、期限内に申し込む。

応募期間 令和 3 年 4 月 1 日より 6 月 30 日（消印有効）※選考結果の個別のご案内は行っておりません。

- 応募と選考の流れ**
1. 自薦または学識者からの推薦を受けて、所定の用紙に記載のうえ、論文または活動報告書等書類を添付して、事務局宛郵送。
 2. 選考委員会において選考の上受賞候補者 1 件を採択し、10 月に両法人合同の経営会議の承認を経て受賞者を決定。
 3. 受賞者は、令和 4 年 2 月 1 日（仮）に予定される授賞式に出席し、記念講演を行うこととする。

賞および副賞 遠山椿吉賞本賞：賞状、記念品。副賞として 300 万円。
山田和江賞：賞状、記念品。副賞として 100 万円。